

軽自動車の車検は、



軽

JNKS

で変わる!

Jidoshazei Nofu Kakunin System ジェンクス

令和5年1月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)で、

継続検査窓口での**納税証明書の提示**が

原則

不要になります!

納税証明書の提示が原則不要に!

継続検査申請



申請者

提示
不要!



納税証明書



申請書
自賠責保険等

申請書類



軽自動車検査協会

照会 ↓ ↑ 回答

軽JNKS

納付情報 ↑ 登録



市区町村

ご注意ください

- 軽JNKSの対象は、車検の手続き先が軽自動車検査協会となる軽三輪自動車及び軽四輪自動車です。
- 軽自動車税(種別割)の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要する場合があります。車検をお急ぎの場合は、金融機関又はコンビニエンス・ストアの窓口でお支払いただき、納税証明書を取得してください。
- 納税証明に関するご質問は、区役所税務課収納担当にお問い合わせください。

市税の納税証明について、詳細は横浜市のウェブサイトをご覧ください。

横浜市 納税証明

検索

【記事作成課】横浜市財政局徴収対策課 電話：045-671-2255 FAX：045-641-2775

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、パソコンやスマートフォンによる電子納税をご活用ください!

・スマホ決済 ・クレジット納付 ・ペイジー納付

横浜市税 納付方法

検索